

# 書評 Reviews と 紹介

## 記録から記録史料へ アーカイバル・コントロール論序説

青山英幸著  
岩田書院 2002, 1  
363p 21cm 7,900円 (本体)

「ドキュメンテーション・プログラム」「オーソリティ・レコード」「アーカイバル・コントロール」など、文書館界での経験豊かな読者にとっても見慣れないのでは、と思われる語が登場する。それゆえに「難解だ」という印象を受ける本かもしれないが、こういったいくつかの用語の意味を的確に把握しさえすれば、本書の趣旨は明解である。むしろ、図書館情報学などとの連携を前提としたこれらの語の使用から、それら既存の諸学に比肩する自立的なアーカイブズの科学をうちたてよう、との著者の意気込みの強さが伝わってくるといえようか。

本書の著者は、これまでも『記録史料の管理と文書館』（安藤正人氏との共編著）『記録史料記述の国際標準』（アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳）といった成果を世に問うことによって、1990年代以降の日本の記録史料管理に関する議論をリードしてきた一人である。その背景には、勤務する北海道立文書館での業務の中で、その現状に安易に妥協せずに改善の途を模索し続けてきた著者の問題意識がうかがえよう。本書は1989年から2000年にかけて著者が発表した報告・論文などがもとになっており、以下の通り3部

9章から構成されている。

### 第I部 記録から記録史料への移行

第1章 組織におけるレコードとアーカイブズ ——過去・現在・近未来——

第2章 国会の記録管理

第3章 北海道庁と北海道の文書保存

第4章 対話 都道府県（公）文書館における公文書引継・選別の現状と課題 ——北海道を中心として——

第5章 イギリスにおける記録管理

### 第II部 記録史料の編成と記述

第6章 記録史料記述国際標準等による箱館奉行文書目録記述について

第7章 アーカイブズの再現と国際交換

### 第III部 記録と記録史料のコントロール ——アーカイバル・コントロール論の試み——

第8章 記録史料学におけるアーカイバル・コントロール論

第9章 文書館における公文書の引継と管理

以下、章の順に沿ってその内容を概観してみたい。

第I部「記録から記録史料への移行」では、著者にとっての1990年代前半までの主要課題である記録管理論・評価選別論などが扱われる。第1章「組織におけるレコードとアーカイブズ ——過去・現在・近未来——」は、記録と記録史料の管理に関する諸問題について、情報公開や電子記録の問題とも絡めてわ

かりやすく語られた講演録である。本書の課題への導入部として適当な内容であろう。

第2章「国会の記録管理」では、衆参両院の事務局文書課の訪問記を中心に、国会の立法過程における文書の作成と公開の問題を取り上げ、「国会に文書館を」との主張で締めくくられる。本報告の初出ののち、1999年6月に制定・公布された国立公文書館法によって、立法府・司法府の記録史料を国立公文書館へ移管するための道が開かれた。当面の課題はこの規定をいかに実効あるものとするかになってこよう。

第3章「北海道庁と北海道の文書保存」は、1886年(明治19)の北海道庁の設置以降の文書管理の歴史的経緯を、規程の変遷によってたどったものである。その中で、永久保存文書の範囲が徐々に限定され、保存年限の全体的な短縮化が図られていったことが明らかにされる。そして、単純に既存の制度に公文書館を接木するだけではなく、公文書館を内部に組み込んだ新しい文書管理制度の構築が主張される。

第4章「対話 都道府県(公)文書館における公文書引継・選別の現状と課題 ——北海道を中心として——」はタイトルの通り、公文書の移管、評価選別の問題を2人の文書館職員の対話形式で扱ったユニークな論考である。文書の集中管理がなされていないため種々のルートから文書が引継がれること、それでも文書館に引継がれる公文書はわずかな割合であること、選別の必要性と困難さなどが論じられる。

第5章「イギリスにおける記録管理」は、リバプール大学の文書館、チェシャー州立文書館、国立公文書館の3館を訪問し調査した報告である。欧米における記録管理が、リテンション・スケジュールや中間保管庫などを用いていることは度々紹介されてきたが、一国内でも様々なシステムが運用されていることがわかる。

第II部「記録史料の編成と記述」では、1990年代後半の著者の主要な検討対象である編成

論・記述論が扱われる。このテーマは、著者が幹事を務めるアーカイブズ・インフォメーション研究会で集中的に取り組まれてきた。第6章「記録史料記述国際標準等による箱館奉行文書目録記述について」は、箱館奉行文書の目録記述を、いわゆるマドリッド原則とISAD(G)(国際標準記録史料記述)、更にイギリスで用いられているMAD2に準拠して作成した際の記述実験報告である。こういった試みは、本章のもととなった論文が日本ではほぼ最初であり、現在もその数は多くない。初出で短縮された部分も含む報告の全体像が本章に収録されたことで、単なる紹介の域を超えた、国際標準の本格的な検討に資するところは大きい。なお、本書で著者はこれまで使われてきた記録史料の「整理」という語は厳密性を欠くものだとし、このプロセスを「編成」と呼んでいる(37-38頁)。

第7章「アーカイブズの再現と国際交換」では、記録史料についての「情報」とは何であり、それをどのようにとらえるかが提示される。すなわち、マイクロフィルムや影写本、活字復刻・カタログなどは、全て記録史料そのものについての情報を抽出して「再現」したものであり、その情報には①内容、②構造、③文脈の3つがある、とマドリッド原則やISAD(G)は指摘する。これまでの日本の目録では、この3つのうち「構造」「文脈」については解題で、「内容」については本体で、というように分離して記述されてきたが、国際標準では記録史料の階層構造を明示する形で、この3者を統一して記述するという。それは素人の一般市民にも目録を理解しやすいようにするためであると、国際標準を活用する理由が明快に語られる。その他、ISAD(G)では扱われない要素を補強するものとして、EADや記録史料オーソリティ・レコードについても紹介されている。

本書の書名にも表現されている通り、第III部「記録と記録史料のコントロール ——アーカイバル・コントロール論の試み——」は、本書の中核をなす部分であろう。第8章

「記録史料学におけるアーカイバル・コントロール論」は、記録史料学について新たな構成内容を提案する。その要点は以下の通りである(289頁)。

- A 文書館管理論
  - 1 機関／機能・施設
  - 2 公開制度
  - 3 アーキビストとコンサベータ
  - 4 普及・協力
- B アーカイバル・コントロール論
  - 5 ドキュメンテーション・プログラム
  - 6 情報コントロール
  - 7 資料コントロール
- C 記録史料認識論
  - 8 口承記録
  - 9 紙媒体記録
  - 10 機械可読記録
  - 11 電子記録

このように、大きくはこれまで「記録・記録史料管理論」とされてきた領域をAとBとに二分する。Cについても、媒体の種類ごとに細分した点がユニークであるが、ここで著者が最も重視している領域はBであろう。これは以下の分野から構成される(289頁)。

- 5 ドキュメンテーション・プログラム
  - 5.1 記録管理論
  - 5.2 記録史料調査論
  - 5.3 評価選別論
- 6 情報コントロール
  - 6.1 編成論
  - 6.2 記述論
  - 6.3 検索システム論
  - 6.4 情報提供論
- 7 資料コントロール
  - 7.1 保存論
  - 7.2 記録媒体論
  - 7.3 保存修復論

著者がこのような構成内容を示した理由は以下のようにまとめられよう。第一に、記録の発生から記録史料に至る過程を統合的にとらえる観点を明示すること。これが「5 ドキュメンテーション・プログラム」として表

現される。

第二に、図書館情報学における「書誌コントロール」の概念に示唆を受けたこと。ISAD(G)などには、図書館情報学の方法論が大きく影響している一方で、日本の文書館界は図書館情報学に必要な以上の距離を置く傾向があった、と著者は指摘する。図書と記録史料の違いを踏まえつつも、共通する領域については積極的に摂取する姿勢が必要であり、その点から見れば「書誌コントロール」論は記録史料学における①収集、②編成・記述・検索手段、③所在情報、④保存、⑤提供にほぼ対応する構成である。「B アーカイバル・コントロール論」はこの「書誌コントロール」の概念を導入することで、記録史料学と図書館情報学との相互協力と独自性を保証しようとしている。

第三に、記録史料の「もの」としての属性と「情報」としての属性とを峻別する必要性の認識である。コンピュータ技術の導入・活用によって、情報処理のプロセスは一層明確になった。この認識が「6 情報コントロール」と「7 資料コントロール」という形で各々を分立した点に表れている。

この「アーカイバル・コントロール論」の概念に基づいた形で構成されているのが、第9章「文書館における公文書の引継と管理」である。親機関からの公文書の引継、文書館における記録史料の編成・記述の問題が、記録史料に関する情報をいかにコントロールするか、の観点からまとめられている。

本書は全体を通して、著者が第8章で提唱している「アーカイバル・コントロール論」の領域を中心に議論が展開されている。その当否について委細に論じることは私の能力を超えるため、「アーカイバル・コントロール論」について感じたことをいくつか述べることで書評に代えさせていただきたい。

第一に、「ドキュメンテーション」という概念はこれまで日本に定着してこなかったものであるため、その理解が難しい点がある。欧州図書館界における「ドキュメンテーション」

は「書誌コントロール」と同様の概念にあたるとのことだが(293頁)、記録史料学における「ドキュメンテーション」をどのようにとらえていけばよいのか。記録から記録史料への引継をはじめとした、現代の記録遺産を積極的に創造していく総合的なプロセスを表す概念とも読めるが、著者による更なる解説を望みたいところである。

第二に、図書館情報学の「書誌コントロール」論に何を学ぶべきかが分かりづらい点である。記録史料学が図書館情報学から摂取すべき点が多いことを著者は「経験的に」(27頁)考えていたといい、確かに両者の共通部分は容易に指摘しうるが、「書誌コントロール」理論の記録史料学にとっての意義はどういったものになるのだろうか。ここは図書館情報学の関係者からもご教示いただきたい点である。

以上勝手なことを述べたが、本書で展開される議論はいずれも、記録史料にかかわる全ての人々が避けて通れない基本的な要素を含んでおり、一部の人々によってのみ深化されるべきものではないだろう。記録史料学はもはや単なる諸外国の模倣の段階ではなく、所与の体系として既にあるのでもなくて、現場の中で培われた数多くの問題意識を積み重ねながら構築していくものであることが、本書を通して痛感させられるからである。その意味でも、記録史料保存利用機関での業務の最前線にいる方々にこそ、まずはご一読をお薦めしたい力作であるといえよう。

坂口貴弘・駿河台大学大学院